

諮 問 事 項 一 覧

資料 2

諮問番号	学 種	区 分	諮 問 事 項	備 考	頁
第1560号(1)	幼稚園	設置計画	(仮称)認定こども園あおぞら幼稚園の設置計画について		1
第1560号(2)		定員減認可	幌東幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について		2
第1560号(3)			桂岡幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について		2
第1560号(4)			稚内幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について		2
第1560号(5)			静内幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について		2
第1560号(6)			遠軽中央幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について		2
第1560号(7)			大楽毛よしの幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について		3
第1560号(8)		法人解散認可	学校法人瑞穂学園の解散認可について		4
第1560号(9)	専修学校	廃止認可	道央吉井式和裁専門学校に係る廃止認可について		5
第1560号(10)	高等学校	定員減認可	藤女子高等学校の収容定員に係る学則変更認可について		6
第1560号(11)		広域の通信制課程に係る学則変更認可	クラーク記念国際高等学校の面接指導等実施施設の追加等に係る学則変更認可について		7
第1560号(12)			星槎国際高等学校の面接指導等実施施設の名称変更等に係る学則変更認可について		8
第1560号(13)		定員増認可	札幌日本大学高等学校の収容定員に係る学則変更認可について		9

幼稚園の設置計画について

諮問第1560号(1)

項 目	計 画 の 概 要					
1 名 称	(仮称)認定こども園あおぞら幼稚園					
2 位 置	津別町字新町21					
3 設 置 者	社会福祉法人 夢つべつ 理事長 阿部 博道 (設立準備中)					
4 開 園 の 時 期	平成27年4月1日					
5 収 容 定 員 及 び 学 級 編 成	区 分	年 度 (初年度)		備 考		
	3 歳 児	1 学 級	9 人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼保連携型認定こども園として設置予定。 ・ 保育所定員：85人予定 		
	4 歳 児	1 学 級	9 人			
	5 歳 児	1 学 級	9 人			
	計	3 学 級	27 人			
6 保 育 内 容	学校教育法第25条に規程するもの					
7 教 職 員 組 織	区 分	専 任	兼 任	計	基 準	
	園 長	1 人		1 人	園長予定者 武田 晴彦	
	教 頭	1 人		1 人		
	教 諭	2 人	1 人	3 人		3 人
	事 務 員 等		1 人	1 人		
	計	4 人	2 人	6 人		4 人
8 園 地	総面積 14,476.96㎡ うち運動場面積 576.00㎡ (幼稚園分 400.00㎡) (※土地は町からの無償貸与。)				基 準	運動場 400.00㎡
9 園 舎 (幼稚園分)	(1) 構造：木造平屋建て 床面積 1,165.90㎡ うち保育室面積 201.40㎡ (3室) うち遊戯室面積 163.80㎡ (1室)				基 準	園舎面積 420㎡ 保育室 3室 遊戯室 1室(99㎡)
10 納付金の概要	初年度園児1人当たり納付金額 243,400円 内訳 { <ul style="list-style-type: none"> 保育料： 216,000円 (@18,000円) 教材費： 2,400円 維持費： 5,000円 入園料： 10,000円 施設整備資金： 10,000円 					
11 市町村の意見	○幼児教育に相応しい周辺環境である。 ○設置に関して保護者アンケートも実施したが、幼児教育に対する思いは大きく、3つのへき地保育所を統合し、幼保連携型認定こども園を設置することで、義務教育へスムーズに移行する効果が大きいと考える。					
12 審 査 結 果	○ 設置の認可に関する審査基準を満たしている。					

幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について

【 定 員 減 】

諮問番号	第1560号(2)	第1560号(3)	第1560号(4)	第1560号(5)	第1560号(6)	
1 名 称	幌東幼稚園	桂岡幼稚園	稚内幼稚園	静内幼稚園	遠軽中央幼稚園	
2 位 置	札幌市白石区本郷通3丁目北3番11号	小樽市桂岡町5番16号	稚内市宝来2丁目8番17号	新ひだか町静内山手町2丁目7番1号	遠軽町1条通南1丁目	
3 設 置 者	学校法人早坂学園 理事長 早坂 美緒	学校法人小樽桂岡学園 理事長 一鐵 睦子	学校法人禅徳学園 理事長 竹田 俊成	学校法人愛静学園 理事長 落合 俊英	学校法人浄光学園 理事長 堀 敬暁	
4 園 長	早坂 美緒	一鐵 睦子	竹田 俊成	保科 昭三	堀 敬暁	
5 変更の時期	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	
6 変更の理由	認定こども園移行のため	認定こども園移行のため	地域における幼児数の減少	地域における幼児数の減少	認定こども園移行のため	
7 変 更 内 容	現行	11学級360名	6学級160名	6学級140名	9学級210名	5学級120名
	変更	9学級315名	6学級145名	6学級120名	8学級180名	6学級105名
	増減	▲45名	▲15名	▲20名	▲30名	▲15名
8 経 費 及 び 維 持 方 法	入園料、保育料、その他納付金等	入園料、保育料、その他納付金等	入園料、保育料、その他納付金等	入園料、保育料、その他納付金等	入園料、保育料、その他納付金等	
9 教職員組織及び施設整備の状況	基準を充足	基準を充足	基準を充足	基準を充足	基準を充足	
10 備 考	園児数(H25.5.1) 247名	園児数(H25.5.1) 123名	園児数(H25.5.1) 67名	園児数(H25.5.1) 125名	園児数(H25.5.1) 86名	

幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について

【 定 員 減 】

諮問番号	第1560号(7)				
1 名 称	大楽毛よしの幼稚園				
2 位 置	釧路市大楽毛西2丁目25番3号				
3 設 置 者	学校法人香木学園 理事長 香木 敏男				
4 園 長	香木 君江				
5 変更の時期	平成26年4月1日				
6 変更の理由	地域における幼児数の減少				
7 変 更 内 容	現行	5学級160名			
	変更	5学級110名			
	増減	▲50名			
8 経 費 及 び 維 持 方 法	入園料、保育料、その他納付金等				
9 教職員組織及び施設整備の状況	基準を充足				
10 備 考	園児数(H25.5.1) 95名				

学校法人の解散認可について

諮問番号	第1560号(8)
1 名 称	学校法人 瑞穂学園
2 位 置	奈井江町字奈井江145番地
3 理 事 長	土居 晃郎
4 解 散 時 期	平成26年3月31日
5 学 校 名	みずほ幼稚園(廃止認可済)
6 解 散 の 理 由	私立学校法第50条第1項第1項
7 残 余 財 産 の 処 分	残余財産については、寄附行為に基づき処分する。

私立専修学校の廃止認可について

諮問第 1560 号 (9)

区 分	廃 止 認 可 申 請 の 内 容
1 名 称	道央吉井式和裁専門学校
2 位 置	札幌市北区新琴似10条1丁目7番10号
3 設 置 者	本 池 サツ子
4 設 置 認 可 日	昭和52年2月28日
5 廃 止 の 理 由	生徒数が減少し、今後も改善を見込めないことから廃止する。
6 生 徒 の 処 置	既に募集を停止しており、平成25年9月に生徒が退学したことにより、在籍生徒なし。
7 教 職 員 の 処 遇	平成25年9月末で全員退職
8 廃 止 の 時 期	平成26年3月31日
9 指 導 要 録 等 の 保 管	北海道総務部法人局学事課 札幌市中央区北3条西6丁目 電話 011-231-4111

高等学校の収容定員に係る学則変更認可について（定員減）

諮問番号		第1560号(10)	
1	学校の名称	藤女子高等学校	
2	位 置	札幌市北区北16条西2丁目1-1	
3	設 置 者	学校法人 藤学園 理事長 永田淑子	
4	学 校 長	菅原 徹	
5	変 更 の 時 期	平成26年4月1日	
6	変 更 の 理 由	併設中学校からの入学者数の減少が見込まれるため。	
7	収容定員 変更の内容	現 行	普通科1学年 200人×3学年=600人 計 600人
		変更後	普通科1学年 160人×3学年=480人 計 480人
		増 減	普通科1学年 Δ40人×3学年=Δ120人 計 Δ120人
8	経費及び維持方法	生徒納付金、その他収入をもって充てる。	
9	教職員組織及び 施設設備の状況	基準上支障なし	
10	備 考	石狩学区	

クラーク記念国際高等学校の面接指導等実施施設の追加等に係る学則変更認可について

諮問第1560号(11)

項目	申請の内容	基準に対する適否																																				
1 名称	クラーク記念国際高等学校																																					
2 位置	深川市納内町3丁目2番40号																																					
3 設置者	学校法人 創志学園 (理事長 大橋 博)																																					
4 校長名	三浦 雄一郎																																					
5 変更の理由	生徒の多様な選択の幅を広げ、より多くのニーズに応えるため、面接指導等実施施設の追加、移転等を行う。																																					
6 変更の時期	平成26年4月1日																																					
7 変更の内容	<p>○ 面接指導及び試験を行うことのできる施設(他の学校等)の追加等</p> <p>ア 施設の追加</p> <p>① 大学 I P U 環太平洋大学 国際科学・教育研究所(神奈川県横浜市)</p> <p>② 専門学校 中央高等専修学校前橋校(群馬県前橋市) 中央高等専修学校桐生校(群馬県桐生市) 専修学校クラーク高等学院名古屋校(愛知県名古屋市) 専修学校クラーク高等学院大阪梅田校(大阪府大阪市)</p> <p>③ 指定技能教育施設等 兵庫県立山の学校(兵庫県宍粟市)</p> <p>イ クラーク高等学院岐阜校の移転(指定技能教育施設)</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>変更後</th> <th>現 行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岐阜県岐阜市長住町5丁目8番地</td> <td>岐阜県岐阜市加納清野町28番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 施設の削除(短期大学及び指定技能教育施設)</p> <p>① 高崎芸術短期大学(群馬県高崎市) ② 北日本高等専修学校(岩手県紫波郡矢巾町) ③ クラーク高等学院名古屋校(愛知県名古屋市)</p>	変更後	現 行	岐阜県岐阜市長住町5丁目8番地	岐阜県岐阜市加納清野町28番地	<input checked="" type="checkbox"/> 適 ・ 否																																
変更後	現 行																																					
岐阜県岐阜市長住町5丁目8番地	岐阜県岐阜市加納清野町28番地																																					
8 教職員組織	<p style="text-align: right;">(単位:人)</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>校長</th> <th>副校長</th> <th>教諭</th> <th>養護教諭</th> <th>講師</th> <th>事務</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専任</td> <td></td> <td>1</td> <td>228</td> <td>2</td> <td>211</td> <td>208</td> <td>10</td> <td>660</td> </tr> <tr> <td>兼任</td> <td>1</td> <td></td> <td>26</td> <td></td> <td>266</td> <td>16</td> <td>3</td> <td>312</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>254</td> <td>2</td> <td>477</td> <td>224</td> <td>13</td> <td>972</td> </tr> </tbody> </table>	区分	校長	副校長	教諭	養護教諭	講師	事務	その他	合計	専任		1	228	2	211	208	10	660	兼任	1		26		266	16	3	312	計	1	1	254	2	477	224	13	972	<input checked="" type="checkbox"/> 適 ・ 否 教員 5人以上、教育 上支障なし 事務職員 相当数
区分	校長	副校長	教諭	養護教諭	講師	事務	その他	合計																														
専任		1	228	2	211	208	10	660																														
兼任	1		26		266	16	3	312																														
計	1	1	254	2	477	224	13	972																														
9 経費及び維持方法	生徒納付金及びその他の収入を充てる。	<input checked="" type="checkbox"/> 適 ・ 否																																				
10 備考																																						

星槎国際高等学校の面接指導等実施施設の名称変更等に係る学則変更認可について

諮問第1560号(12)

項目	申請の内容	基準に対する適否																																				
1 名称	星槎国際高等学校																																					
2 位置	芦別市緑泉町5番12号																																					
3 設置者	学校法人 国際学園(理事長 井上 一)																																					
4 校長名	佐藤 尚正																																					
5 変更の理由	平成25年度に、福岡西学習センターが福岡市中央区に移転以降、福岡学習センター及び福岡西学習センターの名称が位置関係を正しく表していない状況にあることから、利用者に理解しやすいものとするため、それぞれの所在する行政区の名称を附したものに変更する。 また、生徒の多様な進路希望に対応するため、教養、美容、理容、動物及び看護の分野の学校設定科目を追加する。																																					
6 変更の時期	平成26年4月1日																																					
7 変更の内容	<p>(1) 学習センターの名称変更</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>変更後</th> <th>現 行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福岡東学習センター</td> <td>福岡学習センター</td> </tr> <tr> <td>福岡中央学習センター</td> <td>福岡西学習センター</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 学校設定科目の追加</p> <p>生徒の進路希望が多い分野である、教養、美容、理容、動物及び看護の分野について、進学を見据え、在学中から専門的分野の準備学習ができるよう、学校設定科目を追加する。</p>	変更後	現 行	福岡東学習センター	福岡学習センター	福岡中央学習センター	福岡西学習センター	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>																														
変更後	現 行																																					
福岡東学習センター	福岡学習センター																																					
福岡中央学習センター	福岡西学習センター																																					
8 教職員組織	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>校長</th> <th>副校長・教頭</th> <th>教諭</th> <th>養護教諭</th> <th>講師</th> <th>事務</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専任</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>132</td> <td>3</td> <td></td> <td>19</td> <td>13</td> <td>171</td> </tr> <tr> <td>兼任</td> <td></td> <td></td> <td>10</td> <td></td> <td>63</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>142</td> <td>3</td> <td>63</td> <td>26</td> <td>16</td> <td>254</td> </tr> </tbody> </table>	区分	校長	副校長・教頭	教諭	養護教諭	講師	事務	その他	計	専任	1	3	132	3		19	13	171	兼任			10		63	7	3	83	計	1	3	142	3	63	26	16	254	<p>適 ・ 否</p> <p>教員 5人以上、教育 上支障なし 事務職員 相当数</p>
区分	校長	副校長・教頭	教諭	養護教諭	講師	事務	その他	計																														
専任	1	3	132	3		19	13	171																														
兼任			10		63	7	3	83																														
計	1	3	142	3	63	26	16	254																														
9 経費及び維持方法	生徒納付金及びその他収入を充てる。	適 ・ 否																																				
10 備考																																						

高等学校の収容定員に係る学則変更認可について（定員増）

諮問番号		第1560号(13)	
1	学校の名称	札幌日本大学高等学校	
2	位置	北広島市虹ヶ丘5丁目7番地1	
3	設置者	学校法人 札幌日本大学学園 理事長 浅利 徹	
4	学校長	浅利 剛之	
5	変更の時期	平成26年4月1日	
6	変更の理由	別紙のとおり	
7	収容定員 変更の内容	現行	普通科1学年 314人×3学年=942人 計 942人
		変更後	普通科1学年 360人×3学年=1,080人 計 1,080人
		増減	普通科1学年 46人×3学年=138人 計 138人
8	経費及び維持方法	生徒納付金、その他収入をもって充てる。	
9	教職員組織及び 施設設備の状況	基準上支障なし	
10	備考	石狩学区	

○ 変更の理由

本校は、昭和62年に定員360人で発足し、翌63年度に450人に増員したが、その後の数回にわたる定員調整により、現在は定員314人になっている。

また、この間、平成15年度の中高一貫校の開校に伴い、平成18年度から内部進学者が加わったが、定員の増加ができずに現在にいたっている。

私立高校は、各学校の独自の教育理念に基づき特色ある教育を提供することが求められているが、本校においても、進学実績の向上をはじめ、部活動の活発化、文部科学省のスーパーサイエンス・ハイスクールの指定による理数系教育の推進など、さまざまな努力をしてきている。

こうした取り組みが評価され、最近本校への入学希望者が増加してきており、これは社会経済情勢の変化に伴い道民ニーズも変わってきていることによるものと考えている。

こうした入学希望者の期待にこたえることが、私学として重要であると考えており、収容定員の増員が求められているところである。

なお、定員増については当面抑制とされていますが、当面をいつまで続けるのか、必要に応じて見直すことも重要ではないかと考えている。